



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	樺太庁の史料館（公文書館）の歴史から（1945年－1947年）
Author(s)	コスタノフ, A.I; Kostanov, Aleksandr Ivanovich; コジエブニコワ, ダリア//訳 他
Citation	北方人文研究, 16, 99-108
Issue Date	2023-03-25
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/88713
Type	departmental bulletin paper
File Information	16_06_Kostanov_Kozhevnikova.pdf



樺太庁の史料館（公文書館）の歴史から（1945年－1947年）

A.I. コスタノフ
(国立サハリン州文書館元局長)

訳：コジェブニコワ・ダリア
(北海道大学大学院文学研究院博士課程)

原著：Костанов. А.И. Из истории архивов губернаторства Карафуто (1945-1947 гг.) // Отечественные архивы. 2009. №3. С. 20-31.

原著論文の紹介

本資料は、ロシア国家歴史資料館の元局長でサハリン地域のアーカイブ機関の元責任者であるアレクサンドル・イワノビッチ・コスタノフ（Александр Иванович Костанов）が、2009年発行の専門誌『国内アーカイブ』（タチアナ・イワノフナ・ボンダレバ編集、自主非営利団体「国内アーカイブ」編集部発行）第3号に発表した小論を翻訳したものである。

翻訳にあたり括弧書きと注は原文のとおりとし、見出しを新たに加えた。組織や文献名で日本語訳が確定している場合は〔 〕に補足し、日本人の名前は樺太庁の職員名簿などから漢字表記を補った。これらの補訂は、鈴木仁（北海道大学大学院文学研究院研究員）が担当した。なお、文中で使用されている「樺太時代」は日本領時代を指している。

1. 押収された日本の公文書

サハリン州立公文書館（ГАСО/GASO）には、南サハリンが日本に統治されていた樺太時代の1,500件以上の記録が収蔵されている。その内容は、ロシア国内及び国外の研究者、主に日本人の研究者の関心を起こさせるものである。

また、これらの資料が収集された経緯にも興味深い歴史上の価値があり、この記事で紹介しようと思う。

第二次世界大戦末期、極東での日本とロシアの記録物の押収を目的とした作戦が実施され、情報機関「スメルシュ」、赤軍の政治部門（7番目の部門¹⁾）及び3つの戦線（ザバイカル方面軍、第一・第二極東戦線）の政治部門が参加した。満州での作戦終結後、ハバロフスク及び沿海地方の内務人民委員部のアーカイブ部門の職員が、戦利品となるアーカイブの整理に加わった。

1) 赤軍の政治機関の7番目の部門（前線、軍隊、軍団、師団など）の機能には、敵軍捕虜と解放された領土の住民の間の宣伝活動が一つであった。

ハバロフスク地域の内務人民委員部管理のアーカイブ部門の局長 V.I. チェルニシェフ (В.И. Чернышева) は、後年に著した回想録『過去の影』(Тени Прошлого) で、1945年秋に文書の整理を目的に約1ヶ月半にわたり出張したが、日本軍はソビエト軍の到着前夜に、中国北部にあった大量の文書を破壊していたと書いている。そのため、V.I. チェルニシェフは、1946年1月に調査結果をソビエト連邦の内務人民委員部の主部アーカイブ管理 (ГАУ - Главное Архивное Управление) に報告し、国防人民委員部を通じて第1と第2極東戦線及びザバイカル方面軍の本部に、満州からロシア語と日本語の両方で記録されたすべての公文書の資料について、地方保管当局への転送命令をするように求めた²⁾。

1945年に、日本人移住者の記録は国立ハバロフスク地方公文書館 (ГКХК - Государственный Архив Хабаровского Края) に移され、1993年まで機密文書として保存されていた。それにもかかわらず、記録者 (アーカイブ部門の職員) はこの文書に関する多くの資料情報を作成してきた。現在、ハバロフスク地域国立公文書館には、52,000件の個人記録を含む52,922件が収蔵されており、これら全ての資料群は、研究者が利用できる³⁾。

満州への日本人移住者の記録に加え、国家保安機関の職員が自由に使える約5,500冊の日本語の秘密文書が収集された (これについて、当時のソ連の国家保安人民委員部ハバロフスク地方総局の文書の一つで報告されている)。これは、主に公用の信書、計算文書、日本の情報・諜報防諜・懲罰機関 (関東軍本部諜報局、日本軍情報局、憲兵隊および警察) の文書である。

2. アメリカによる日本での調査

敗戦後のドイツでは、連合国が戦利品として文書を押収して研究されており、日本での大規模な調査は、当時、日本列島を占領していたアメリカの当局によって開始されていた。この調査は、ルーズベルト大統領の指令により1944年11月3日に設立され、1945年8月15日に極東の問題を包括するために拡大された特別な政府委員会 [米国戦略爆撃調査団] で実行されていた⁴⁾。この時までには、ソビエト軍は満州、朝鮮半島、サハリン、そしてクリル列島での戦闘に成功し攻勢を展開しており、戦争の結末について疑問の余地は全くなかった。

アメリカの特別委員会の責任は主に、日本の軍事記録から作戦文書の押収とその体系化、戦闘・作戦の参加者のインタビュー及び、広島と長崎の原爆を含むアメリカの戦略爆撃により被災した施設の調査を行うことである。作業の成果は、100巻以上となる総括報告書の発行となった。例えば、海軍部の報告は、太平洋戦争の主な作戦の記録であり、アメリカ側の立場からまとめられ、日本の公文資料や地図などを用いてコメントされたものである。この記録は1946年にワシントンで『太

2) Варакина Л.А. Вера Ивановна Чернышева - архивист, историк, краевед // Первые арх. чтения им. В. И. Чернышевой: Материалы науч. чтений. Хабаровск, 2001. С. 12. [L.A. ワラクシナ『V.I. チェルニシェフは、アーキビスト、歴史学者、民族学者』「V.I. チェルニシェフの記念に最初のアーカイブの勉強会: 勉強会の資料」ハバロフスク市、2001年、p. 12。]

3) Бендик Н.Н. Рассекреченные документы Госархива Хабаровского края // Отечественные архивы. 1995. № 1. С. 97. [N.N. ビェンヂック「ハバロフスク地域国立公文書館の機密解除された文書」『国内アーカイブ』ジャーナルの第1号、1995年、p. 97。]

4) Исаков И.С. Кампании войны на Тихом океане. Предисловие (к русскому изданию). Воениздат. 1956. С. 429. [I.S. イサコフ『太平洋戦争のキャンペーン—序文』軍事出版、1956年、p. 429。]

補注: アメリカ陸海軍合同機関で、戦略爆撃の効果の検証を目的とする United States Strategic Bombing Survey (USSBS) のこと。日本では「米国戦略爆撃調査団」と訳されている。

『太平洋戦争のキャンペーン』〔米国戦略爆撃調査団調査書〕（「THE CAMPAIGNS OF THE PACIFIC WAR United States Strategic Bombing Survey», Naval Analysis Division, 1946）というタイトルで出版された。

この記録は、3年後にはロシア語に翻訳され、ソ連の艦隊提督 I.S. イサコフの編集でロシアでも出版された。I.S. イサコフはまえがきで、米国の特別委員会による日本での幅広い活動に言及している。委員会は、300人の民間人従業員（エンジニア、物理学者、化学者、経済学者、医者など）、350人の将校、500人の民間人で構成されていた。委員会の本部は東京にあり、支部が名古屋、大阪、広島などの日本の主要な都市や基地、太平洋の島々、フィリピン諸島、中国などの戦争の最も重要な作戦に関連する場所に配備された。I.S. イサコフは『太平洋戦争のキャンペーン』の特徴として、アメリカの特別委員会が記録の発行に関して「非常に慎重に」対応したという点をあげている。押収された文書に加え、委員会の資料には、「押収した日本のアーカイブを調査しても残された不明確な問題」について、日本人俘虜将校を尋問した調査も使用されている⁵⁾。

1943年から1945年にかけて、アメリカ海軍と空軍は、千島列島と南サハリンに隣接する海域で戦闘していたが、ヤルタ会議での連合国の合意により、ソビエト軍の作戦地帯に含まれていた。そのため、この地域だけは、米国の特別委員会の職員による調査であっても、情報の取得は不可能であった。

3. サハリンの公文書

日本の軍国主義が敗北した結果は、南サハリンと千島列島の島々のソ連への譲渡である。1945年8月まで、南サハリンは日本の領土であり樺太庁が管轄した。豊原市（元はサハリンが流刑地時代の1882年にロシアの開拓者により設立されたウラジミロフカ村、1905年に改称）は、その中心であり、千島列島は、行政的には北海道の一部であった。1945年7月1日の樺太庁の人口は39万1千人で⁶⁾、ほとんどが日本人であった。さらに、募集により連れて来られた2万人以上の朝鮮人と、多くのアイヌ人、ロシア人、ポーランド人（旧ロシア帝国の市民）がここにも住んでいた。

さまざまな社会経済・政治的な条件により40年間で発展してきた南部と、北部との一体化は、ほぼ2年間続いた事業であり、多くの問題を引き起こした時期であった。1945年9月の戦争終結後、第2極東戦線の指揮命令により、南サハリンで移行期の行政組織（内政、11区・15市・27地域の地方行政）が設立された。地理的には、その行政組織は以前の日本の行政制度を模倣しており、千島列島では地区割りが1946年4月に実施された。1946年1月までの4ヶ月間は、ソ連民政局は、まだ存在していた日本の政府機関及び地方自治体と一緒に働いていた⁷⁾。

あらゆる戦争に伴う避けがたいことは、戦闘での犠牲者であり、多くの世代の労働によって生み出された文化財の破壊である。1945年8月に、これらすべてを南サハリンの住民が体験することになった。同時に、文化財の破壊で最大の被害を引き起こされたものは文書類である。作戦が終わった直後にこれらの調査を熱心に始めていれば、南サハリンにある日本の機関の多くの文書を紛失から回避できただろう。

しかし、1945年10月から12月にかけて、極東軍事地区本部の民事局の体制には、日本の文書の

5) 同上、pp. 438-441。

6) 国立サハリン州文書館（ГАСО/GASO）F. 171. Op. 3. D. 5. L. 8.

7) GASO. F. 171. Op. 3. D. 5. L. 8.

収集と保管を担当する特別な機関はなかった。1946年1月1日以来、V.V. リトフスキー第15軍の旧通信兵仕官の指導でユジノサハリン州のソ連内務省管理の部門であるアーカイブ局⁸⁾が組織された。V.V. リトフスキーは、ロシア語と文学の専門であり、スヴェルドロフスク教育大学を卒業し、1938年から1940年まで学校長として勤め、1941年には中尉学校を卒業した。1945年秋の終わりに南サハリンに到着した直後、リトフスキーは、公職に就任する前から、ソ連内務人民委員部が最大の関心を持っていた日本の警察、憲兵隊、軍事機関、政治組織の文書を収集しており、アーキビストとして新しい仕事を始めていた⁹⁾。

1946年6月4日に「豊原」から改名されたユジノサハリンスク市を中心とするユジノサハリン州が、1946年2月2日にハバロフスク地域の一部として形成された。これには、南サハリンの11と千島列島の3を含む14の行政区で構成であった¹⁰⁾。南サハリンは憲法当局、すなわち社会人民代議院とソビエトの実行委員会がないため珍しい地域であった。島全体の政治・経済生活全体の指導は、1944年から1945年にかけて、ハバロフスク地域執行委員会の副議長を務めたD.N. クリュコフが率いる南サハリン州の地方行政局により一時的に行われていた¹¹⁾。

新しい地域の形成と同時に、1946年2月2日に、2つの重要な命令が発行された。1946年9月20日から、南サハリンと千島列島の領土に位置する銀行、他の信用機関、貯蓄銀行ならびに鉄道および水上輸送と通信、10人以上の労働者がいる全産業の企業¹²⁾が国有化された。さらに、土地面積が50ヘクタールを超えるすべての私有農場、病院、大規模な薬局、製薬倉庫、療養所、商社の倉庫、初等・中等・高等教育機関及び研究機関、映画館、劇場、ホテル、大きな世帯・所有者が南サハリンから避難した家、送電網、上下水道施設も国有化された。もう一つの命令は、ソビエト連邦人民委員会儀の「南サハリンでの行政区分およびソ連法律の施行」についての第263号の政令である¹³⁾。それは、地域経済を回復させるため、社会主義タイプの社会経済関係のシステムに含める具体的な方策を決定したものである。歴史的な建造物、宗教建造物、図書館資料、博物館コレクション、文書館資料などの文化財が国有化の対象には含まれていなかった。これにはいくつかの理由がある。まず、それを整理する時間がなく、専門家もいなかった。ソビエト最高会議幹部会議長が南サハリンとクリル諸島の領土のすべての土地の国有化についての命令を発表して以降、ソビエト側が日本に駐留するアメリカの占領当局と一緒に、南サハリンとクリル諸島の日本人住民の引揚げの問題を解決しなければならなかったため、1946年初頭に文化的価値のある施設の大規模な国有化を開始することは不可能であった。

1946年から1949年の日本人住民の引揚げ時に、個人または家族の文書を除き、公文書資料を含

8) 公式に、南サハリン州が1か月後、1946年2月2日に形成されたが、これは文書によるものである。GASO. F. 171. Op. 3. D. 5. L. 6-7.

9) オムスク地域内務省公文書館 D. 9397. L. 1, 6, 12.

10) Административно-территориальное деление Сахалинской области: Док. и материалы. Южно-Сахалинск, 1986. С. 122-123. [『サハリ州の行政部門：文書および資料』ユジノ・サハリンスク市、1986年、pp. 122-123。]

11) Савельева Е.И. Время больших перемен (О Дмитрие Николаевиче Крюкове)// Губернаторы Сахалина. Южно-Сахалинск, 2000. С. 250-265. [E.I. サヴェーリエヴァ「大転換の時代（ドミートリー・ニコラーエヴィチ・クリューコフについて）」『サハリンの首長たち』ユジノ・サハリンスク、2002年、pp. 250-265。]

12) Социалистическое строительство на Сахалине (1925-1945 гг.): Сб. док. Южно-Сахалинск, 1967. С. 675. [『サハリンの社会主義建設 1925-1945年』ユジノ・サハリンスク、1967年、pp. 675。]

13) GASO. F. 171. Op. 1. D. 1. L. 1-2.

む大きな財産の持ち出しは禁止されていたことは明らかである。したがって、1956年10月19日の共同宣言に署名したとき、ソ連と日本は、「日本国及びソヴィエト社会主義共和国連邦は、1945年8月9日以来の戦争の結果として生じたそれぞれの国、その団体及び国民のそれぞれ他方の国、その団体及び国民に対するすべての請求権を、相互に、放棄する。」（第6条¹⁴⁾という義務を負った。この宣言により、戦後の日本とソ連、そしてロシア連邦に関係する全ての歴史において、樺太時代の公文書資料を含む文化財に関連する問題や紛争はなかった。1993年以降、南サハリンの元居住者またはその子孫の日本人の社会的および法的要求の履行を含む、この文書の使用に関するすべての問題は、現在のロシア連邦のアーカイブ法に基づき完全に支障なく解決されている。

4. 樺太庁の公文書破棄事件

1946年に設立された南サハリンとクリルのソビエト機関にはアーカイブ部門がまだ形成されていなかったが、当時の記録者たちによれば、ソビエト軍の到着後、活動を停止した旧樺太庁の機関の文書の安全を確保するという問題は、一番注意を払うことであった。同時に、豊原市に到着した南サハリンのソ連内務人民委員部の作戦部隊の将校たちは、樺太庁の最も重要な公文書資料の所在を明らかにすることに専念した。

1945年12月、豊原市で、内務人民委員部の将校たちは、日本の主要な事業家・公人・政府高官を逮捕し始め、この時、大津敏男樺太庁長官も逮捕された。そして、大津敏男と多くの日本人の吏員たちによる反ソ連活動に対する「第1号の刑事事件」が訴追された。

この事件の記録は、取り調べの文書を含めると大まかに4編（逮捕状・起訴状、捜索・審問・対審の調書、告発や様々な参考資料、鑑定や状況報告など）で構成されている。日本語で作成された文書の一部には、例えば被告の個人的な陳述のロシア語の翻訳もある。大体の文書は、通訳者を通じて行われた審問調書が二通り作成されており、その一つは、被告と通訳者によって署名された手書きのオリジナルで、もう一つは、それを活字にしたコピーである。

事件の記録によると、内務人民委員部の捜査員たちは、大津敏男樺太庁長官と彼の直接の仲間であった役人の逮捕の前にも、樺太庁の公文書資料の保管の問題に興味を持っていたことがわかる。その理由は「スパイ行為」で告発され逮捕された Khosino Tatsui [星野竜猪]¹⁵⁾の供述であると考えられる。1945年12月26日の尋問中に、彼は、大津敏男の最も親しい仲間である Sugavara Michitaro [菅原道太郎]¹⁶⁾が、10月初めに樺太庁長官から日本政府に重要な情報を転送するために南サハリンから不法出国するように命令を受けたが、この意図は実行されなかったと述べた。都市部ではソ連司令官が行動し、港と漁村は軍事巡察隊と「スメルシュ」という防諜機関による管理されており、島の南部の海岸全体はソ連国境警備隊により封鎖されていた。その後、大津敏男は、大泊町長 Aizawa Takeo [会沢武夫]の日本への不法訪問〔密航〕を計画し、日本に最も大事な公文書を手渡すことができた¹⁷⁾。おそらく、その公文書はアーカイブ資料ではなく、手紙や告発などの情

14) Ведомости Верховного Совета СССР. М., 1956. № 24 (866). Ст. 525. С. 611-613. [『ソビエト連邦最高会議の会報』24号(868)、1956年、pp.611-613。]

15) Khosino Tatsui は、1891年生まれ、東京出身、ジャーナリスト。逮捕前は豊原市で樺太新聞編集局長として働いていた。ソ連の NKVD の機関によって非難された。ст. 58-6 и 58-11 УК РСФСР。

16) Sugavara Michitaro は、1898年生まれ、北海道出身。1921年から樺太で働いていた。農業の博士、樺太の農業の問題に関する多くの科学的研究の著者。1945年12月15日に逮捕される前、南サハリンに不法滞在して。ソ連の NKVD の機関によって非難された。ст. 58-4 и 58-11 УК РСФСР。

報文書であった。しかし、その瞬間から、被告や証人の尋問中に、破壊された、または隠されたアーカイブ資料の問題が常に取り上げられていた。このように、大津敏男樺太庁長官が降伏の条件に反して行動し、「秘密文書だけでなく、人口、経済、地質、諜報活動などに関する重要な文書の破壊も命じた」と1946年1月12日に彼に対する提起された公式の告発は伝えている¹⁸⁾。

ウジノサハリンスク市で始まり、ほぼ半年続いた取り調べはハバロフスクで終了した。この事件の記録は、その内容の独創性と時代背景を考慮に入れるなら、樺太庁による40年間の歴史を物語る最後の証拠であると言えよう。これには、1945年8月から12月にかけての南サハリンで、あまり知られていない出来事に関する多くの興味深い情報が含まれている。もちろん、この時代におけるソ連内務人民委員部の取り調べ方法を考えると、それらの信頼性を判断するのはとても困難である。「証明された」とされる事件資料にもかかわらず、この事件を担当したソ連内務人民委員部・内務省の管理は、裁判・軍法会議・ソ連内務省の特別な会議にさえ事件資料を手渡すように処置されなかった。1946年6月に大津敏男と他の被告の告発は終了した。元被告たちの中には軍人はいなかったが、彼らは「その後、監禁するようにハバロフスク地域内務省管理の捕虜収容所」に送られた¹⁹⁾。

取り調べ中に、1945年8月12日から20日までの期間に、多くの樺太庁の機関の記録が広範囲に破壊されていたという事実が明らかになった。その破壊活動の発起人は大津敏男樺太庁長官であった。1946年1月3日の尋問中に、彼は、1945年8月8日と9日、Yanagawa Hisao〔柳川久雄〕樺太庁地方行政管理部長〔内政部長〕を通じ、警察及び経済部に関する機密文書と通信が「敵軍の手に落ちまない」ように、破棄せよと命令したことを供述した²⁰⁾。1月8日の尋問中に、捜査官は重要な公文書がどこに隠されているのか追及した。それに対し大津敏男は「私の命令によってすべての警察の書類が焼かれた。重要な書類のいくつかは北海道に送った。樺太には隠している公文書類はない」と答えた²¹⁾。

樺太庁長官が口頭で証明したので、それが機密文書のみに関するものであるか、すべての公文書に関するものであるかを、現在、確定することは非常に困難である。8月中旬、50度線で国境の要塞で日本軍の防御を破ったソ連軍が南に移動した時、樺太の都市はパニックに襲われた。樺太庁の機関や地方自治体の職員は必死に事務用紙や公文書を破壊し始めた。被告人と目撃者はこれについて非常に詳細に話している。

1946年2月8日の尋問中、星野竜緒は「Abe Haruo〔阿部春夫：警察部特高課長警視〕から伝えられた大津敏男元樺太庁長官の命令で、日本政府のすべての文書が破棄されたはずです。その上、秘密文書だけではなく、物件登録（価額）・税金・経済計画などに関する公文書も破棄されていました。1945年8月15日から20日にかけ、阿部元警察部長の指揮下で、樺太庁官舎の近くで彼の部署の書類が焼かれていたことを目撃しています。機関や部門の他、すべての首長は、部下や職員と一緒に同じことをしていました。紙を速く燃やすために、映画のフィルムと一緒に燃やされました」と述べた²²⁾。

1946年2月6日と8日にハバロフスクで証人として尋問された Ishigaki Heiuemon〔石垣平右衛

17) ロシア連邦サハリン州保安庁公文書館 (Архив УФСБ по Сахалинской области) D. SU-3038. T. 2. L. 521.

18) 同上、D. SU-3038. T. 1. L. 71.

19) 同上、D. SU-3038. T. 3. L. 491.

20) 同上、D. SU-3038. T. 1. L. 48.

21) 同上、D. SU-3038. T. 1. L. 64.

22) 同上、D. SU-3038. T. 2. L. 613.

門：大政翼賛会樺太支部庶務部長、樺太庁内政部嘱託職員）は「経営・経済の統計や赤軍が占領する領土の調査に関して、誤らせることを目的に、柳川樺太庁内務部長の提案で大津敏男樺太庁長官の許可を得た上で、赤軍が豊原市に到着する前に、樺太地域の全ての公文書と秘密ではなかった日本の文書さえも焼き尽くされた。…多くの役人達も文書と資料の焼き払いを行っていたので、そのことについて皆が知っている」と述べた²³⁾。

2月12日、Urukawa Yuposu〔漢字表記不明〕と Yamada Teruo〔山田輝男：長官官房総務課属〕の証言により、「ソビエト軍の手に帰しない」ように、全ての公文書と建設と他の部門の庶務文書が焼却されたという事実が確認された。山田輝雄支庁長の秘書は、「1945年8月18日または19日頃、大津敏男樺太庁長官は、樺太庁の全ての重要な文書を破棄するよう口頭で命令し、これらの文書が焼き尽くされた。個人的には、大津敏男樺太庁長官の金庫にある文書を破棄するよう口頭で命令ももらった。樺太庁旧舎の蒸気発生器に金庫からの文書を焼いてしまい、その命令を遂行した。その文書のなかには、秘密と秘密ではないものもあったが、時間がなかったため、文書の内容を読まずに焼き尽くされた。樺太庁官たちが皆で大きいな焚き火に文書を焼いているところも目にした」と詳しく述べた²⁴⁾。

人事部長の Tsusima Kadzue〔津島一江：長官官房総務課属〕は、「自分は、従業員の出張に関する文書や樺太長官たちの職員記録やあらゆる信書を焼いてしまった」と告白した²⁵⁾。

これらの供述を突き合わせて考えると、日本の当局がアーカイブを破壊するには約7～8日かかったと言える。8月22日、知取町（マカロフ町）で逮捕された Ogata Han〔尾形半：樺太庁警察部長〕への尋問記録によると、大津敏男樺太庁長官が8月12日か13日にはもう樺太庁警察の文書を破壊するように命じたという²⁶⁾。同時に、警察当局は、その命令の広範な執行の管理を委託された。

豊原市長 Oosima Tyuko〔大島忠康〕は、「日ソ国境線での作戦が勃発した後、Kaneko Toshinobu〔金子利信：地方課長〕から電話を取った Sakurai Yuichi〔櫻井右一：豊原市総務課長〕は、アーカイブや統計・軍事に関する文書や他の大事な文書を早速破壊するように命令された。この命令が私に報告された後、文書が焼かれた。皆で焼いていた」と述べた²⁷⁾。

樺太庁の文書を破壊するよう命令されたことについて、真岡町長 Takahasi Katsudziro〔高橋勝次郎〕は「日本の降伏後、樺太庁は、政治機関や軍事政庁の文書を破壊するように厳命した。この指令が、8月15日と16日に実行されていた。アーカイブ、重要な文書の破壊は警察の厳格な監督の下で行われていた」と質問に答えている。同時に、書面による命令は発令されておらず、高橋勝次郎によると「命令が、樺太庁から電話で警察署に送信され、警察署は現場でこれらの命令を執行する責任を負っていた。取り敢えず、軍事と政治機関の文書が破壊されていた」²⁸⁾という。

これらのことから、ソビエト軍が豊原市に侵入する前に、樺太時代の公式の文書を含んだ国立・公立のアーカイブの大部分が破壊されていたと結論することが出来る。

23) 同上、D. SU-3038. T. 3. L. 687, 692.

24) 同上、D. SU-3038. T. 3. L. 748, 753-754.

25) 同上、D. SU-3038. T. 3. L. 710.

26) 同上、D. SU-3038. T. 3. L. 777.

27) 同上、D. SU-3038. T. 3. L. 766.

28) 同上、D. SU-3038. T. 3. L. 902.

5. ソビエト軍による文書の収集

1946年5月14日、ハバロフスク地域ソ連内務省管理長官から国立文書館への樺太機関の文書の提出についての司令が発令され、住民組織（公的団体、会社など）の残された文書の詮索が始まった。その後、1946年10月12日に南サハリン州市民政府から第444号「旧日本機関の文書資料の集中について」の命令が出された。トラストや設立されていたあらゆる機関の責任者と市および地区の民事部門の役職者は、日本の文書を収集し、12月1日までにユジノサハリンスク市のソ連内務省管理のアーカイブ部門の処分に送るように指示された²⁹⁾。

しかし、局所的にしか資格を備えた記録者や日本語の訳者がなかったため、原則として、南サハリンの都市と地区からの文書が、下準備もなしに手当たり次第に輸送されていた。そのため、「Сахалинбумпром」（サハリン製紙業）というトラストは、「過去数年間の日本の文書を9台の車両の量で」提供した。ネベルスク町（本斗町）の港からは、日本の文書資料が「10箱と20俵に詰め」送られた。ポロナイスク町（敷香町）の製紙工場は、戦前の樺太の全ての製紙工場を経営していた王子製紙株式会社の1451冊の本を33束に集め、ユジノサハリンスク市に送った³⁰⁾。

ソ連内務省のアーカイブ管理本部（ГАУ МВД СССР）の司令により、南サハリンで収集されたすべての日本の公文書は大陸に輸送されていた。文書は汽船でウラジヴォストク市まで運ばれ、鉄道でハバロフスク市に輸送されていた。

ハバロフスク地域の国立アーカイブで、日本資料の分析と整理に関する作業が開始された。これらの目的のために、57,000ルーブルの予算が拠出された。最も重要な件名には、訳者によって詳細に注釈が付けられていた。その目標は、アーカイブの各単位の内容を表す表題の作成ということであった。すべての事例は基本情報によってフォンドに分類され、一時的に使いやすさのためにカードに割り当てられ、後にそれに基づき、目録が作成された³¹⁾。

南サハリンからの文書資料を分析していた人々の中には、1945年12月から1950年10月まで「番号45の特別機関」で働いていたソ連内務省の地域部門の職員であり、後に有名な作家となるG.G.ピエルミャコフがいる。ハバロフスク市の中心の通りにあるこの収容所（番号45の特別機関）では、最大170人が拘留中であった（関東軍の将軍、日本艦隊の提督、満州国政府の大臣、清国の最後の皇帝の愛新覚羅溥儀の家族など）。G.G.ピエルミャコフは、戦争犯罪者の有罪判決に関連するいくつかの主要な裁判に訳者として出席していた（1946年には、反ソ闘争を展開していたG.M.セミョノフの裁判、1946年から1948年の極東国際軍事裁判と1949年のハバロフスク裁判にも従事している）³²⁾。

ハバロフスク市に輸送された全ての文書が秘密文書となり、それらの分析は秘密裏に実行されたことに注意しなければならない。文書の分析作業をしていた人たちは、ソ連内務省の地域部門の翻訳者に加え、国防省とソ連国家安全保障省の日本研究者の士官もいた可能性が最も高い。そのため、

29) GASO. F. 171. Op. 2. D. 8. L. 50.

30) 同上、F. 646. Op. 1. D. 3. L. 2-4, 22-23.

31) 訳注：ロシアで一般に採用されている史料記述による、Фонд（フォンド）が大項目でフォルダーレベルに相当する、Опись（オービシ）が史料目録を意味し、中項目に該当する、Дело（ジェーラ）がファイルレベルにあたる。

32) Пермяков Г. Император Пун. Пять лет вместе // Рубеж: Тихоокеанский альманах. Владивосток, 2003. № 4 (866). С. 279. [G.ピエルミャコフ「ブイ皇帝。一緒の5年間」『境界：太平洋雑集』第4号（866）、2003年、p. 279。]

樺太アーカイブの歴史には、今日まで不明点がたくさんある。特に、南サハリンから輸出された日本の文書の正確な量とそれらから形成された資料群は不明である。その資料群の一部のみが1960年代にサハリンに返還された。

6. サハリンに返却された文書について

現在、サハリン州立公文書館（ГАСО/ГАСО）には、樺太時代に関する1516件の記録が収蔵されている。一方、ソ連内務省のアーカイブ管理本部（ГАУ МВД СССР）長官のA.F. ガルリェンコ少佐が書いた1947年6月7日付けの具申書によると、1946年12月から1947年6月1日まで、ハバロフスク市で約6千件の記録が翻訳、即ち検査や注解されたものであるという。さらに、これは南サハリンから持ち出された資料の一部だけであった。同時に、1947年6月1日、最後の文書がウラジヴォストク市の港に到着した。約1万2千件での文書を受け取る責任者に、秘密資料群部門のであるゾーロトフ上級中尉が就任している。

ハバロフスク地域国立公文書館には、合わせて約2万件の国家機関・企業・旧樺太庁の会社のアーカイブ文書が集中した³³⁾。そのため、1946年から1947年に南サハリンから運び出された日本の文書全体のうち、現在、約10分の1がサハリン州立公文書館（ГАСО/ГАСО）に収蔵されていると言える。おそらく、これらの文書の大部分が、検査の過程で古紙として処理された。これは次の事例から確認できる。1946年12月に豊原にある旧日本の南サハリン電力会社〔旧・樺太電気株式会社〕から提出された470件の記録³⁴⁾のうち、この会社の地域国家アーカイブの資料群（Ф. 6-и/Ф. 6-и、1930年から1945年の事件）は、15件しか収蔵されていない³⁵⁾。

日本文書の資料群の科学的小および技術的検査と目録の編集過程で、ソビエトの機関や各部署が関心を持ち、実用化するために多くの資料が転送されたことは明らかである。例えば、樺太庁警察の文書の一部が、サハリン地域ソ連内務省の部署で使用するために転送された。一部の市民社会組織は、貴重な科学的及び経済的情報を含む文書も受け取っている。特に、南サハリンの地質図や計画、石油の地質調査報告書、日本の鉱業活動に関する資料などは、地域アーカイブから極東地質局に移管されたものである。1947年4月、極東地質局は39件の文書を受け取った³⁶⁾。資料群の発展と共に、将来的には、ソ連地質学者に日本の文書の譲渡が想定されていた。ソ連内務省のアーカイブ管理本部（ГАУ МВД СССР）のある公式レポートでは、これにより、戦後の南サハリンで地質調査を組織する際に、数百万ルーブルの公的資金を節約することができたと指摘される³⁷⁾。

樺太時代の資料への研究者のアクセスが実質的に閉鎖されたことは、1905年から1945年のかけでの南サハリンの日本の植民地化の歴史に捧げられた歴史的研究の質に悪影響を与えたものである。1970年代から1980年代にソ連の歴史家が樺太時代についての出版したいくつかの論文³⁸⁾や出

33) 国立ハバロフスク地方公文書館（ГАХК/ГАКНХ）F. 266. Оп. 1. D. 128. L. 20.

34) GASO. F. 646. Оп. 1. D. 3. L. 24.

35) Путеводитель по фондам Государственного архива Сахалинской области. Южно-Сахалинск, 1995. С. 23. [『国立サハリン州文書館資料案内』ユジノ・サハリンスク、1995年、p. 23。]

36) ГАКНХ. F. 266. Оп. 1. D. 128. L. 20.

37) Стыров В., Гурьянов А. Обзор работы архивных органов и государственных архивов СССР по организации использования документальных материалов Государственного архивного фонда Союза ССР. М., 1952. С. 9. [V. スチロフ、A. グリヤノフ『ソ連アーカイブ資料群の文書資料の使用・組織化に関するソ連アーカイブ機関と国立アーカイブの作業のレビュー』モスクワ、1952年、p. 9。]

出版物³⁹⁾には、これらの資料群への参考が含まれておらず、言及さえされていないのが特徴である。樺太時代の公的文書に関する情報は、サハリン州立公文書館（ГАСО/GASO）の資料情報の出版物に1980年代の終わりまで含まれていなかった⁴⁰⁾。

これらの文書を分類解除し、レビューを公開し、ガイドに含めることを可能にする法律が登場したのは1991年以降のことであった⁴¹⁾。最も内容の充実した資料群は、警察本部（Ф. 1-и/Ф. 1-и、1907-1945年での218件）、樺太庁管理（Ф. 3-и/Ф. 3-и、1931-1943年での72件）、樺太通信局（Ф. 13-и/Ф. 13-и、1918-1934年での532件）などである。これは、アクセスが開始された後、日本からの研究者を含む数十人のロシア人と外国人の研究者が検査したものである。

2005年11月1日から2日までユジノサハリンスク市で、サハリン州立大学と北海道大学の研究者や教員が参加した、樺太庁の歴史に関する国際シンポジウムが開催された。そこでは、19世紀前半の南サハリンの発展の経済・社会・文化・宗教的な部面を明らかにする報告が発表された⁴²⁾。樺太庁の公的資料群が、南サハリンの元居住者やその子孫、そして日本のさまざまな機関など、日本人の要望に応えるためにも使用されている。

謝辞

訳者は、白木沢旭児教授（北海道大学大学院文学研究科）には、論文の翻訳と出版の進め方について有益な助言に感謝している。また、日本語訳について、鈴木仁（北海道大学大学院文学研究科研究員）に校閲していただき、資料面の助力、見識とサポートに感謝している。最後に、翻訳の許諾をくださったコスタノフの奥様であるインガ・コスタノヴァ氏（Инга Анатольевна Костанова）に感謝している。記して感謝いたします。

38) Ли Бен Бю. Южный Сахалин и Курильские острова в годы японского господства (1905-1945 гг.): Автореф. дис. ... канд. ист. наук. М., 1975. [Li Ben Byu 『日本統治時代の南サハリントクリル諸島 1905-1945年』モスクワ、1975年。]

39) Лопачев А.М. Из истории японской колонизации на Южном Сахалине. Вопросы всеобщей истории. Хабаровск, 1972. С. 228-243 [А.М. ロパチョフ 『南サハリンにおける日本の植民地化の歴史から。一般的な歴史の問題』ハバロフスク、1972年、pp. 228-243。]

40) Государственный архив Сахалинской области: Справ. по фондам. Южно-Сахалинск, 1983 [『サハリン州立公文書館：資料群の参考書』ユジノ・サハリンスク、1983年。]

41) Дударец Г.И. Обзор японских фондов Государственного архива Сахалинской области// Краевед. бюл. Южно-Сахалинск, 1995. № 2. С. 188-192. [G.I. デュダレツ 『サハリン地域の国家公文書館の日本資料群のレビュー』『地方史紀要』12号、1995年、pp. 188-192。]

42) История Карафутто глазами сахалинских и японских исследователей: Сб. науч. ст. / Сост. Е.Н. Лисицына. Южно-Сахалинск, 2006. [E.N. リシツィタ編 『サハリンと日本の研究者の目から樺太の歴史』ユジノ・サハリンスク、2006年。]